

平成 26 年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員

27監査報告第5号
平成27年8月21日

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員	清 水 謙 司
同	宮 原 清 貴
同	村 尾 伊佐夫
同	森 茂 樹

平成26年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成26年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成26年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1

【総括】

1 健全化判断比率	3
2 資金不足比率	4
3まとめ	5

【比率別状況】

1 健全化判断比率の状況	6
(1) 実質赤字比率	6
(2) 連結実質赤字比率	8
(3) 実質公債費比率	10
(4) 将来負担比率	12
2 資金不足比率の状況	14
(1) 資金不足比率	14

表記に関する注意事項

- 1 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表示した。
- 2 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

平成26年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成26年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 平成26年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年7月9日から同年8月7日まで

第3 審査の方法

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているかなどを主眼に、審査に付された書類と算定根拠資料との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定され、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	18.4	231.8

平成26年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
—	—	—	—	—	—

【参考】

健全化判断比率等の算定対象となる会計

一般会計等 (8会計)	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計 (7会計)					
一般会計等に属する特別会計 (7会計)		母子父子寡婦福祉資金貸付事業 墓園事業 都市計画土地区画整理事業 市街地再開発事業 公共用地取得事業 学校給食センター事業 公債管理				
公営事業会計 (10会計)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 (4会計)	国民健康保険事業 介護保険事業 後期高齢者医療事業 競輪事業				
	公営企業会計 (6会計)	法適用企業 (3会計) 法非適用企業 (3会計)	病院事業 下水道事業 水道事業	※資金不足比率		
			農業集落排水事業 地方卸売市場事業 動物公園事業			
一部事務組合(千葉県市町村総合事務組合) 広域連合(千葉県後期高齢者医療広域連合)						
外郭団体(都市整備公社)						

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

【総括】

1 健全化判断比率

平成26年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおりである。

表1 平成26年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%、ポイント)

区分	平成26年度	平成25年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	0.83	—	16.25	30.00
実質公債費比率	18.4 (18.38)	18.4 (17.54)	0 (0.84)	25.0	35.0
将来負担比率	231.8	248.0	△ 16.2	400.0	

(注) 実質公債費比率の()内の数値は、単年度の数値である。

実質赤字比率は、前年度と同様に一般会計等の実質収支が黒字となったため、当該比率はない。

連結実質赤字比率は、前年度0.83%であったが、連結実質赤字が解消されたため、当該比率はない。主な理由は、国民健康保険事業等の実質収支額が増加したことによるものである。

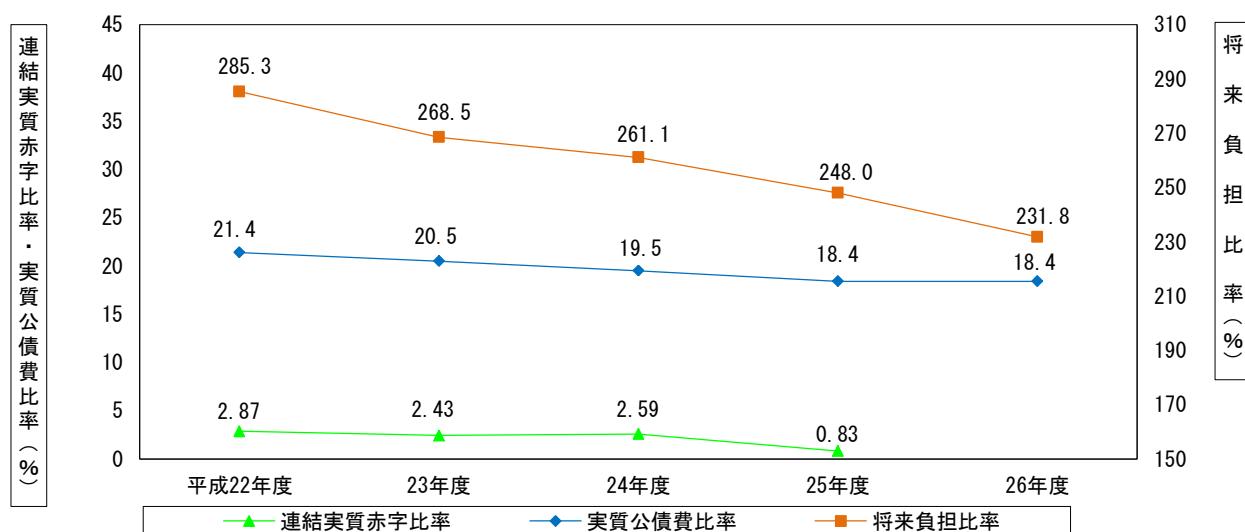
実質公債費比率は18.4%で、前年度と同率である。単年度の比率は18.38%で、前年度と比較すると0.84ポイントの上昇である。主な理由は、準元利償還金が増加したことによるものである。

将来負担比率は231.8%で、前年度と比較すると16.2ポイントの低下である。主な理由は、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことによるものである。

いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

なお、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、図1のとおりである。

図1 連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移



(注) 平成26年度については、連結実質赤字比率はなくなっている。

2 資金不足比率

平成26年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表2のとおりである。

表2 平成26年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：%)

区分	平成26年度	平成25年度	経営健全化基準
病院事業	—	—	20.0
下水道事業	—	—	
水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
地方卸売市場事業	—	—	
動物公園事業	—	—	

各公営企業会計における資金不足比率は、前年度と同様に資金の不足額がないため、当該比率はない。

用語説明

早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

経営健全化基準

自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

3 まとめ

(1) 健全化判断比率

ア 比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字となったため、当該比率はない。

連結実質赤字比率は、連結実質赤字が解消されたため、当該比率はない。

また、実質公債費比率は18.4%、将来負担比率は231.8%であり、いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

イ 意見

実質公債費比率は、前年度と同率となったものの、「公債費負担適正化計画」によると、今後上昇に転じ、平成29年度には20.2%とピークを迎えることから、依然として高い水準で推移することが見込まれている。このため、同計画及び「第2期財政健全化プラン（平成26年度～29年度）」に基づき、市債の発行抑制及び残高の削減を図るとともに、市債管理基金等からの借入金の返済を着実に行うなど、公債費負担の適正化に積極的に取り組まれたい。

また、将来負担比率の算定要素である債務負担行為については、引き続き、活用する事業の厳選と設定の抑制に努められたい。

なお、連結実質赤字比率については、比率がなかったものの、これまで同比率の発生要因となっていた国民健康保険事業の累積赤字は、依然として多額であることから、「第2期国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン（平成27年度～29年度）」に基づく取組みを推進し、引き続き、単年度収支の更なる改善と累積赤字の削減に努められたい。

(2) 資金不足比率

ア 比率の状況

資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても資金の不足額がないため、当該比率はない。

イ 意見

病院事業、下水道事業及び水道事業の法適用企業においては、今後も施設等の整備・更新などに多額の資金需要が見込まれることから、財源の確保に留意しつつ、経営基盤の強化に一層努められたい。

なお、病院事業及び水道事業については、資金剰余額が減少傾向にあることから、資金不足に陥ることのないよう適正な資金管理に留意されたい。

表3 法適用企業における資金剰余額の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
病院事業	2,808,229	2,770,272	2,686,240	1,618,557	1,551,582
下水道事業	1,628,851	1,326,853	1,128,515	1,205,879	1,370,283
水道事業	1,325,902	1,257,159	1,124,645	910,472	544,965

健全化判断比率等審査における意見は、以上のとおりであるが、今後の市政運営に当たっては、市民の理解と協力が得られるようこれまでの比率の状況や将来の見通し、改善方策など、より具体的で分かりやすい説明となるよう工夫するとともに、持続可能な財政構造の構築に向け、将来を見据えた財政運営を一層進められることを要望する。

【比率別状況】

1 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、一般会計等の実質赤字額がマイナスとなる場合は、当該比率はない。

ア 実質赤字比率の算定

実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、一般会計等の実質収支が黒字となり、実質赤字額がマイナスとなったことから、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} [-] = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} [\triangle 2,971,249\text{千円}]}{\text{標準財政規模} [206,719,310\text{千円}]}$$

イ 実質赤字比率の前年度比較

実質赤字比率は、表4のとおり前年度と同様にない。

表4 実質赤字比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区分	平成26年度	平成25年度	前年度増減
実質赤字比率	—	—	—

ウ 実質赤字比率の算定内訳

一般会計等の実質赤字額は、表5のとおりである。

表5 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区分	歳入総額 a	歳出総額 b	形式収支額 c = a - b	翌年度に繰り 越すべき財源 d	平成26年度 実質収支額 e = c - d	平成25年度 実質収支額 f	増減額 e - f
一般会計	379,351,385	376,093,948	3,257,437	286,188	2,971,249	2,724,420	246,829
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	320,566	300,061	20,505	20,505	0	0	0
靈園事業	783,159	783,159	0	0	0	0	0
都市計画土地地区画整理事業	429,068	428,468	600	600	0	0	0
市街地再開発事業	1,401,607	1,401,607	0	0	0	0	0
公共用地取得事業	629,210	629,210	0	0	0	0	0
学校給食センター事業	2,442,677	2,442,677	0	0	0	0	0
公債管理	153,401,056	153,401,056	0	0	0	0	0
合計	538,758,728	535,480,186	3,278,542	307,293	2,971,249	2,724,420	246,829

実質赤字額	△2,971,249	△2,724,420	△246,829
-------	------------	------------	----------

一般会計等の実質赤字額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が 29 億 7,124 万円となったことから、マイナス 29 億 7,124 万円である。

実質収支額を前年度と比較すると 2 億 4,682 万円増加しているが、これは一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

標準財政規模は、表 6 のとおりである。

表 6 標準財政規模

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成25年度	増減額
法定普通税及び目的税	159,022,986	157,146,814	1,876,172
税交付金	18,157,113	16,116,958	2,040,155
地方譲与税	2,644,610	2,690,003	△ 45,393
地方特例交付金等	1,385,670	1,327,659	58,011
交通安全対策特別交付金	288,369	323,315	△ 34,946
普通交付税	6,170,712	6,763,773	△ 593,061
臨時財政対策債発行可能額	19,049,850	21,449,346	△ 2,399,496
標準財政規模	206,719,310	205,817,868	901,442

(注) 1 「法定普通税及び目的税」の内訳

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、事業所税

2 「税交付金」の内訳

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金

3 「地方譲与税」の内訳

地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税

標準財政規模は、主な経常的一般財源としての法定普通税及び目的税、税交付金、地方譲与税、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、普通交付税並びに臨時財政対策債発行可能額を加えたもので、2,067 億 1,931 万円である。

標準財政規模を前年度と比較すると 9 億 144 万円増加しているが、これは主に法定普通税及び目的税並びに税交付金が増加したことによるものである。

用語説明

標準財政規模

地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方交付税法で定める方法により算定した法定普通税等の収入見込額に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額等を加算した額。

臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債の発行可能額。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全18会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、連結実質赤字額がマイナスとなる場合は、当該比率はない。

ア 連結実質赤字比率の算定

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、連結実質赤字が解消されたため、連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} [-] = \frac{\text{連結実質赤字額} [\triangle 225,399\text{千円}]}{\text{標準財政規模} [206,719,310\text{千円}]}$$

イ 連結実質赤字比率の前年度比較

連結実質赤字比率は、表7のとおり前年度0.83%であったが、当年度はない。

表7 連結実質赤字比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区分	平成26年度	平成25年度	前年度増減
連結実質赤字比率	—	0.83	—

ウ 連結実質赤字比率の算定内訳

連結実質赤字額は、表8のとおりである。

表8 連結実質赤字額

(単位：千円)

区分		実質収支額又は資金剰余額		増減額	
		平成26年度	平成25年度		
一般会計等(8会計) a		2,971,249	2,724,420	246,829	
一般会計等以外の特別会計 のうち公営企業に係る 特別会計以外の特別会計 (4会計)	国民健康保険事業	△ 8,466,794	△ 9,893,833	1,427,039	
	介護保険事業	1,700,438	1,352,606	347,832	
	後期高齢者医療事業	24,895	26,948	△ 2,053	
	競輪事業	528,781	340,963	187,818	
	小計	△ 6,212,680	△ 8,173,316	1,960,636	
公営企業会計 (6会計)	法適用企業 (3会計)	病院事業	1,551,582	1,618,557	
		下水道事業	1,370,283	1,205,879	
		水道事業	544,965	910,472	
	法非適用企業 (3会計)	農業集落排水事業	0	0	
		地方卸売市場事業	0	0	
		動物公園事業	0	0	
小計		3,466,830	3,734,908	△ 268,078	
合計 a + b + c		225,399	△ 1,713,988	1,939,387	
連結実質赤字額		△ 225,399	1,713,988	△ 1,939,387	

(注) 公営企業会計(6会計)については、資金剰余額を記載している。

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余額を加えたものでマイナス2億2,539万円となり、赤字は解消している。

連結実質赤字額を前年度と比較すると19億3,938万円減少しているが、これは主に国民健康保険事業等の実質収支額が増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものである。

ア 実質公債費比率の算定

実質公債費比率(18.4%)の算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金} \\ \text{a} \\ 29,641,251\text{千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{準元利償還金} \\ \text{b} \\ 44,583,798\text{千円} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{特定財源} \\ \text{c} \\ 12,161,875\text{千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \\ \text{d} \\ 29,479,217\text{千円} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ \text{e} \\ 206,719,310\text{千円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \\ \text{d} \\ 29,479,217\text{千円} \end{array} \right]}$$

(単位: %)

実質公債費比率 (3か年平均)	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	18.4	18.38	17.54
			19.43

イ 実質公債費比率の前年度比較

実質公債費比率は、表9のとおり18.4%で、前年度と同率となっている。

なお、単年度の実質公債費比率は、18.38%で、前年度と比較すると、0.84ポイント上昇している。

表9 実質公債費比率の前年度比較

(単位: %、ポイント)

区分	平成26年度 A	平成25年度 B	平成24年度	平成23年度	前年度増減 A-B又はC-D
実質公債費比率 (単年度)	18.38	17.54	19.43	18.24	0.84
平成26年度実質公債費比率 (3か年平均) C		18.4			0
平成25年度実質公債費比率 (3か年平均) D			18.4		

ウ 単年度の実質公債費比率の算定内訳

単年度の実質公債費比率の算定内訳は、表10のとおりである。

表10 単年度の実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区分		分	平成26年度	平成25年度	増減額
分子	地方債の元利償還金 a		29,641,251	28,895,868	745,383
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額		31,996,604	29,321,041	2,675,563
	企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金 準元利償還金 b	病院事業	1,127,811	1,136,897	△ 9,086
		下水道事業	7,796,402	7,880,859	△ 84,457
		水道事業	557,952	560,978	△ 3,026
		農業集落排水事業	318,549	332,661	△ 14,112
		地方卸売市場事業	152,432	176,093	△ 23,661
		動物公園事業	50,360	55,231	△ 4,871
		PFI事業によるもの	949,175	947,700	1,475
	公債費に準ずる 債務負担行為	五省協定によるもの	210,961	212,070	△ 1,109
		その他の	1,423,552	1,753,953	△ 330,401
		一時借入金利子	0	20	△ 20
	小計		44,583,798	42,377,503	2,206,295
	特定財源 c		12,161,875	11,297,723	864,152
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d		29,479,217	28,954,803	524,414
	合計 (a + b) - (c + d)		32,583,957	31,020,845	1,563,112
分母	標準財政規模 e		206,719,310	205,817,868	901,442
	合計 e - d		177,240,093	176,863,065	377,028

分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから、特定財源に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を加えたものを差し引いた 325 億 8,395 万円であり、前年度と比較すると 15 億 6,311 万円増加しているが、これは主に準元利償還金が増加したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた 1,772 億 4,009 万円である。

用語説明

地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたもの。

準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費で、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、企業債償還に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子。

特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

ア 将来負担比率の算定

将来負担比率（231.8%）の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率 [231.8%]	a 1,091,085,549千円	-	b 680,152,523千円	A 410,933,026千円
	c 206,719,310千円	-	d 29,479,217千円	B 177,240,093千円

イ 将来負担比率の前年度比較

将来負担比率は、表11のとおり231.8%で、前年度と比較すると、16.2ポイント低下している。

表11 将来負担比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区分	平成26年度	平成25年度	前年度増減
将来負担比率	231.8	248.0	△16.2

ウ 将来負担比率の算定内訳

将来負担比率の算定内訳は、表12のとおりである。

表12 将来負担比率の算定内訳

(単位：千円)

区分			平成26年度	平成25年度	増減額
分子	将来負担額 a	地方債の現在高	846,837,867	848,587,601	△ 1,749,734
		公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	30,514,930	35,879,395	△ 5,364,465
		企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	162,520,750	166,097,049	△ 3,576,299
		退職手当負担見込額	44,887,827	47,249,606	△ 2,361,779
		設立法人の負債額等負担見込額	6,324,175	7,333,702	△ 1,009,527
		連結実質赤字額	0	1,713,988	△ 1,713,988
		小計	1,091,085,549	1,106,861,341	△ 15,775,792
分子	充当可能基金額 b	市債管理基金	89,207,148	82,241,352	6,965,796
		財政調整基金	3,666,203	3,684,552	△ 18,349
		その他基金	3,636,900	2,558,003	1,078,897
	充当可能な特定財源見込額 b	都市計画税	155,006,029	154,162,585	843,444
		公営住宅使用料	6,507,879	5,818,236	689,643
		その他特定財源	23,333	462,413	△ 439,080
	基準財政需要額算入見込額		422,105,031	419,159,195	2,945,836
	小計		680,152,523	668,086,336	12,066,187
	A = a - b		410,933,026	438,775,005	△ 27,841,979
分母	標準財政規模 c		206,719,310	205,817,868	901,442
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d		29,479,217	28,954,803	524,414
	B = c - d		177,240,093	176,863,065	377,028

分子は、将来負担額から、充当可能財源等を差し引いた 4,109 億 3,302 万円である。

なお、将来負担額を前年度と比較すると 157 億 7,579 万円減少しているが、これは主に公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた 1,772 億 4,009 万円である。

用語説明

退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額。

基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額。

2 資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標である。

ア 資金不足比率の算定

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

資 金 の 不 足 額*	
資金不足比率	[-] = <hr/> 事業の規模(営業収益)
※ 資金の不足額	
・法適用企業 [(流動負債-控除企業債等)-(流動資産+貸倒引当金)]	
・法非適用企業 [歳出総額 - (歳入総額-翌年度に繰り越すべき財源)]	

(ア) 法適用企業における資金不足比率

法適用企業における資金不足比率は、表13のとおりである。

表13 法適用企業における資金不足比率

(単位：千円)

区分					資金の不足額 $A=(a-b)-(c+d)$	事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	流動負債 a	控除企業債等 b	流動資産 c	貸倒引当金 d			
病院事業	3,627,055	2,021,402	3,130,613	26,622	△ 1,551,582	14,658,079	—
下水道事業	20,686,908	15,491,086	6,449,060	117,045	△ 1,370,283	21,493,224	—
水道事業	3,364,454	855,438	3,053,323	658	△ 544,965	1,015,130	—

(注) 資金の不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

法適用企業における資金の不足額は、企業ごとに、流動負債から控除企業債等を控除した額から、流動資産に貸倒引当金を加えた額を差し引いたものであり、いずれの企業においても資金剰余の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率はない。

(イ) 法非適用企業における資金不足比率

法非適用企業における資金不足比率は、表14のとおりである。

表14 法非適用企業における資金不足比率

(単位：千円)

区分				資金の不足額 A=a-(b-c)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	歳出総額 a	歳入総額 b	翌年度に繰り越 すべき財源 c			
農業集落排水事業	475,955	475,955	0	0	61,423	—
地方卸売市場事業	1,051,073	1,051,073	0	0	479,273	—
動物公園事業	981,841	982,701	860	0	225,731	—

法非適用企業における資金の不足額は、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を歳出総額から差し引いたものであり、いずれの企業においても収支均衡の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率はない。

イ 資金剰余額の前年度比較

資金剰余額を前年度と比較すると、表15のとおりである。

表15 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区分		平成26年度	平成25年度	増減額
法適用	病院事業	1,551,582	1,618,557	△ 66,975
	下水道事業	1,370,283	1,205,879	164,404
	水道事業	544,965	910,472	△ 365,507
法非適用	農業集落排水事業	0	0	0
	地方卸売市場事業	0	0	0
	動物公園事業	0	0	0

法適用企業における資金剰余額を前年度と比較すると、下水道事業で1億6,440万円増加しているものの、水道事業で3億6,550万円、病院事業で6,697万円それぞれ減少している。

法非適用企業における資金剰余額は、前年度と同様に収支均衡の状況であるため、増減はない。

用語説明

法適用企業会計

地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計。

法非適用企業会計

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計。

控除企業債等

決算において貸借対照表の流動負債に計上されている、建設改良費等に充てるための企業債の額（控除企業債）に、他の会計からの長期借入金で建設改良費等に充てるためのものの額、一時借入金又は未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払いに充てるために翌年度に地方債を起こすこととしている額及び引当金並びにリース債務を加えた額。

貸倒引当金

決算年度における流動資産に係る貸倒引当金の額。